最高裁秘書第2998号 令和元年6月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け(同月8日受付,最高裁秘書第2434号)で申出のありました司法行政文書の開示について,下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年12月13日付け最高裁刑三第2128号刑事局長通達「犯罪被害者等及び証人等の保護を図るための諸制度に関する報告について」(片面で6枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課(文書室) 電話03(3264)5652(直通)

犯罪被害者等及び証人等の保護を図るための諸制度に関する報告について

平成28年12月13日刑三第2128号高等 裁判所長官,地方裁判所長あて刑事局長通達 改正 平成30年5月21日刑三第934号

標記の諸制度の実施状況について,実情を把握するため,下記により調査し,報告してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

# 1 調查対象事件

高等裁判所, 地方裁判所(いずれも支部を含む。)及び簡易裁判所における 通常訴訟事件(自庁受理後の事項に限る。)

## 2 調査の事項及び方法

終局した事件について、別紙様式の犯罪被害者等及び証人等の保護を図るための諸制度に関する月間調査表(以下「調査表」という。)に記載の事項を調査し、その結果を別紙記入要領に従って別紙様式を用いて調査表に記載し作成する。

## 3 報告方法

(1) 調査表は、地方裁判所においては、高等裁判所を経由して、最高裁判所事務総局刑事局第三課裁判実績調査係に文書管理システムにより報告する(送付書不要)。

なお, 地方裁判所においては, 管内の簡易裁判所の実施状況についても報告する。

(2) 報告事項がない場合には、調査表に「報告事項なし」と記載した上で報告する。

# 4 報告期限

報告は、当月分を翌月20日までとする。

付 記

- 1 この通達は、平成29年1月1日から実施する。ただし、記2の報告のうち 別紙記入要領3の(2)、(3)及び6の各項目については、平成28年12月1日か ら適用する。
- 2 平成19年12月28日付け刑事局第二課長事務連絡「犯罪被害者等の保護 を図るための諸制度に関する報告について」(平成25年11月13日様式改 定)に基づいて報告をした証人の数等については、報告を要しない。

付 記

- 1 この通達は、平成30年6月1日から実施する。
- 2 平成30年5月分の報告については、なお従前の例による。

## 記 入 要 領

- 1 本調査表の作成は、当該事件の終局日を基準日とする。ただし、終局後に閲覧 謄写について判断された場合は、当該閲覧謄写に関する事項のみ判断日を基準と する。
- 2 「付添い」、「遮へい」及び「ビデオリンク」(以下「付添い等の措置」とい う。)の項

これらの措置を併用した場合は、それぞれに計上する。

(1) 「証人の数」について

被告人の数にかかわらず、公判期日又は公判準備期日において尋問し、付添い等の措置を採った証人ごと及び期日ごとに計上する。

例えば、同一期日に2人の証人尋問を行った場合や同一証人を場所又は期日 を異にして再尋問した場合には、いずれも2人と計上する。

また、検察官と弁護人の双方請求に係る証人について、それぞれの請求を認めて各別に証拠決定がされた場合でも、同一機会に尋問を行ったときは、1人と計上する。

(2) 意見陳述を行った「被害者等の数」について

刑事訴訟法(以下「法」という。)第292条の2による意見陳述を対象とする。

被告人の数にかかわらず、意見陳述を行った被害者等ごとに計上する。

(3) 「ビデオリンク」の項

「構内」には、法第157条の6第1項によるものを計上する。

「構外」には、同条第2項によるものを計上する。ただし、受訴裁判所側のみ計上し、証人が在席する出頭裁判所側は計上しない。

「共通」には,同条第1項及び第2項のいずれも計上する。

「記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数」については、調

書を取り調べた全ての場合を指し、法第321条の2により取り調べた場合に 限られない。

### 3 「情報保護」の項

## (1) 「被害者秘匿」の項

被害者特定事項秘匿決定がされた被害者の数につき、その後の取消決定の有無にかかわらず、被害者特定事項秘匿決定の対象となった公訴事実ごと及び被告人ごとに計上する。

例えば、1通の起訴状の2個の公訴事実について同決定がされた場合、同一被害者が改めて追起訴の公訴事実について同決定がされた場合、本起訴及び追起訴の公訴事実について1個の同決定がされた場合には、いずれも2人と計上し、被告人が2名の事案で同一被害者が改めて追起訴の公訴事実について同決定がされた場合には、4人と計上する。

# (2) 「証人等秘匿」の項

「証人等」とは、法第290条の3第1項に規定された者とする。

証人等特定事項秘匿決定がされた証人等の数につき、その後の取消決定の有無にかかわらず、被告人ごとに計上する。ただし、(1)と異なり、公訴事実の数は考慮しない。

例えば、被告人が2名で、公訴事実が複数ある事案で1人の証人等について 同決定がされた場合には、公訴事実の数にかかわらず2人と計上する。

証人と供述録取書の供述者が同一の場合などは,重ねて計上しない。

### (3) 「裁定請求」の項

「証人等」とは、法第299条の4第1項から第4項までの措置に係る者とする。

裁定請求がされた証人等ごとにこれらの決定の数を計上する。

例えば、同一の証人等について決定が2つある場合には、2人と計上する。 証人と供述録取書の供述者が同一の場合などは、重ねて計上しない。

## 4 「意見陳述」の項

法第292条の2による意見陳述を対象とする。

意見陳述をした、意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした た又は意見陳述をさせないこととした被害者等の数を計上する。

## 5 「被害者等閲覧謄写」の項

閲覧謄写の申出に対する許否を判断した数を計上する。

例えば,同一申出人による複数回の申出がある場合,その許否を判断した数を 計上する。

申出のうち一部が許可された場合は、閲覧謄写をさせた数のみに計上する。

### 6 「弁護人等閲覧謄写」の項

閲覧謄写に際し、法第299条の6各項の措置が採られた証人等の数を計上する。同一の証人等について、複数回措置が採られた場合は、その都度計上する。

例えば、1回の申請において、2人の証人等について法第299条の6第1項 又は同第2項の措置が採られた場合や同一の証人等について2回措置が採られた 場合には、いずれも2人と計上する。

### 7 「和解」の項

申立ての数を計上する。

# 犯罪被害者等及び証人等の保護を図るための諸制度に関する月間調査表

平成 年 月分

高 等 裁 判 所

□ 報告事項なし

地方裁判所管内

_	_					<del></del> -
		裁判所別	高裁	地裁	管	内
		事項	(支部を含 む。)	(支部を含 む。)	簡	裁
付		正人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数				
添		意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数				
遮		正人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数				
î		意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	-			
ビデオリンク	構 内	ごデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数				
		うち遮へいの措置が採られた証人の数	( )	( )		)
		うち尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	( )	( )		)
		ごデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数				
		うち遮 へ いーの一措 置 が 採 ら れ た一被 客 者 等 の 数	<del>{                                    </del>	-{}-	-[	- }-
		ごデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数				
		うち遮へいの措置が採られた証人の数	[ ]	( )	(	)
	梅加	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数		( )	(	)
	'	ごデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数				
		うち遮へいの措置が採られた被害者等の数	( )	( )	(	)
	共	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数				
	地	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数				
	客	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数			<del>                                     </del>	
情報保護	秘					
	ш	披害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数				
	証人	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数			ļ	
	等報	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数				
	置	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数				
	栽	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数				
l	定	うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数	( )		(	
İ	請求	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数				
	_					
意   見	ì	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数		<u> </u>	ļ	
隊	ŧ	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数		ļ	<u> </u>	
		意見陳述をさせないこととした被害者等の数				
初き	Ę ≩	被害者等に公判記録の閲覧勝写をさせた数				
者	i i	被害者等に公判記録の閲覧勝写をさせなかった数				
害者等 膜 賢	r D	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた数		1	<del>                                     </del>	
外服	ī K			<del>                                     </del>	-	
<b>写</b>	<del>}</del>	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧勝写をさせなかった数				
弁護	È	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数	•			
87年限安朋		刑訴法第299条の6第2項の閲覧階写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象				
	¥	となった証人等の数				
	Ž.	うち閲覧 贈写の禁止の対象となった証人等の数	( )	( )	{.	)
雅		ー 刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数				
		犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した				
<b> </b> 和	II	数 カーサー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー		-	+-	
角	¥	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数				
ш	-				(最用	<del>11=</del> 7